## 第1章 計画の策定に当たって

### 本章のポイント

(千葉県、国における地域福祉の流れと主な取組み)

- 1.千葉県地域ぐるみ福祉計画の推進(昭和52年度~平成15年度)昭和52年度から「地域ぐるみ福祉活動」を推進 「小域福祉圏」「基本福祉圏(市町村)」「広域福祉圏」を設定し、 全県的な取組みを展開
- 2. 社会福祉事業法から社会福祉法へ

平成12年に社会福祉事業法が改正され、社会福祉法が施行「地域福祉の推進」を法的に位置付け

市町村は「地域福祉計画」、県は「地域福祉支援計画」を策定

3 . 千葉県地域福祉支援計画(第1期)の推進(平成16年度~ 平成21年度)

理念「新たな地域福祉像の実現」

誰もが、ありのままに、その人らしく地域で暮らすことができる 「新しい地域社会」の構築

具体的施策

「中核地域生活支援センター」、「地域福祉フォーラム」等

## 第2章 現状と課題

### 本章のポイント

(千葉県における地域の現状と課題)

#### 1.地域の現状

急速な高齢化の進展

生産年齢人口(15~64歳)の減少、少子化の進行

核家族、一人暮らし世帯の増加

急速な高齢化が進む県西部と人口の減少が進む県南部、東部社会経済状況・労働環境の変化、個人主義的傾向の拡大、

新たな社会問題の発生

#### 2.地域の課題

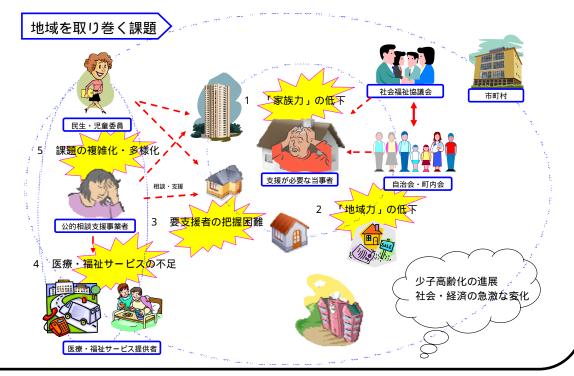
家族内の支え合い「家族力」の低下

地域の支え合い「地域力」の低下

独居者、認知症高齢者等の増加やプライバシー重視の傾向等 による要支援者の所在・ニーズの把握の困難化

地域生活を支える医療・福祉サービスの質・量の確保

社会の成熟化により、地域課題は複雑化・多様化し、家族や特定の機関のみでは要支援者の支援が困難に



# 第3章 理念

### 本章のポイント

(私たちが目指す地域の姿)

- 1.本計画の理念
- 「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」

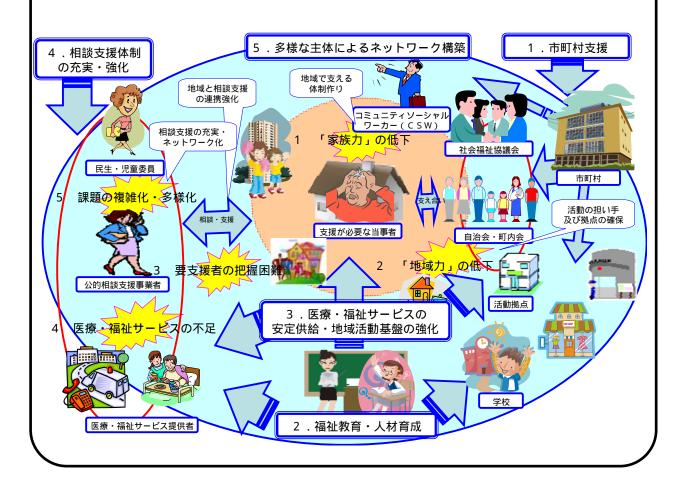
住民が主体的に進める地域活動

ひとり一人を孤立させない支援体制

地域で連携・協働し問題解決

2. 取組みの方向性(5つのポイント)

市町村等が行う地域福祉推進の取組みへの支援 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化 支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化 多様な主体による地域のネットワークの構築



# 第4章 推進体制

### 本章のポイント

(日常生活圏、小域福祉圏の地域福祉活動を支援する体制づくり)

1.地域福祉の推進イメージのポイント

地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決 各圏域での解決が困難な事例は、より広域で専門的なネット

ワークで解決を目指す重層的な支援体制

多様な地域課題に対応するため制度に縛られない柔軟な仕組み

### 2 . 各圏域の主な役割

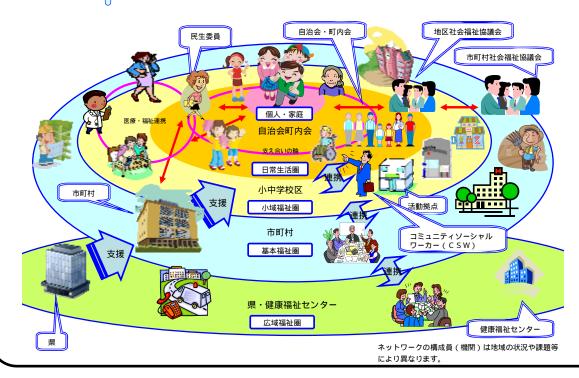
日常生活圏(自治会・町内会等の互助のネットワーク) 小域福祉圏(小・中学校区)

分野横断的なネットワークを構成し、地域課題を解決 基本福祉圏(市町村圏)

小域福祉圏を支援し、総合的な福祉サービスを提供 広域福祉圏

広域的・専門的な連携を促進、市町村等と連携した課題解決

# 地域福祉活動の推進イメージ



# 第5章 地域・市町村を支援するための施策

### 本章のポイント

(地域福祉支援のための施策の方向性)

- 1.市町村等が行う地域福祉推進の取組みへの支援 小域福祉活動や市町村の主体性及び地域性の尊重 地域福祉計画の策定や地域福祉の推進に関する人的支援 市町村や広域・県域の福祉系組織等と協働した支援
- 2.生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成 生涯を通じた福祉教育を行い、福祉マインドを醸成 地域福祉活動の要となる人材の育成を支援
- 3.医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化 地域を支える医療・福祉サービスの充実 地域の医療・福祉サービスを支える人材の確保 地域活動拠点や自主財源の確保等の活動基盤強化に対する施策 の検討や取組みを支援

福祉施設、医療機関、学校、企業等と地域福祉活動との協力体制の構築

4.支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化 「共に生きる社会づくり」の考え方の地域への浸透 相談支援体制の充実を支援

相談支援員の資質向上、各機関の役割分担と相互連携の促進

5. 多様な主体による地域のネットワークの構築

様々な分野の担い手が参画し、地域福祉を担うための連携の場づくりを支援

地域における、健康づくり・医療・福祉の連動の促進 コミュニティーソーシャルワーカーの育成

# 第6章 進行管理

### 本章のポイント

(計画的な進行管理を行い、地域・市町村と協働して事業を推進)

- 1.計画を推進し、地域福祉を進めるために
  - … 地域、市町村と協働し、地域福祉の理念、取り組みの普及啓発 を図り、PDCAサイクルにより計画を進行管理

地域福祉の主役はあくまで地域住民

地域の意見を計画の推進に反映させる推進組織の立ち上げ

各種の推進施策、計画の積極的な広報、普及

毎年度ごとの進行管理を行い、結果を公表

3年後を目処に中間まとめ、状況変化に応じ、必要な見直し を検討

- 2.施策ごとの達成目標
  - … 5 つの施策ごとに個別目標を定め、目標達成に向けて地域、 市町村と共に取り組む